

一事不再理（特167条）の「同一の事実及び同一の証拠」

弁護士法人関西法律特許事務所
知的財産法研究会
弁護士 松本 司

知財高判平成27年8月26日(平26行ケ10235)
(裁判所ホームページ知的財産裁判例集)

第1. 事案の概要

1. 本件特許権の内容

- (1) 特許番号 特許第4114820号（発明の名称：洗浄剤組成物）
- (2) 特許請求の範囲

【請求項1】 水酸化ナトリウム、アスパラギン酸二酢酸塩類及び／またはグルタミン酸二酢酸塩類、及びグリコール酸ナトリウムを含有し、水酸化ナトリウムの配合量が組成物の0.1～40重量%であることを特徴とする洗浄剤組成物。（本件発明1）

【請求項2】 水酸化ナトリウム5～30重量%、アスパラギン酸二酢酸塩類及び／またはグルタミン酸二酢酸塩類を1～20重量%、グリコール酸ナトリウムをアスパラギン酸二酢酸塩類及び／またはグルタミン酸二酢酸塩類1重量部に対して0.1～0.3重量部含有する請求項1記載の洗浄剤組成物。（本件発明2）

- (3) 発明の概要（本件判決の認定）

本件発明は、食品工業をはじめとする各種工業プロセスの硬表面の洗浄に用いられる洗浄剤に関する。従来は、硬表面の汚れ除去のためキレート剤¹であるEDTA²塩類を主成分とする洗浄剤が広く用いられていたが、EDTA塩類は非常に高いキレート能を有するものの、微生物により分解され難いため、環境保全の面から問題があり、生分解性能に優れるグルタミン酸二酢酸塩類は洗浄能力が十分ではないという課題があったところ、本件明細書によれば、本件発明は、主成分に水酸化ナトリウム、アミノジカルボン酸二酢酸塩類（グルタミン

1 水中で配位結合で金属イオンと配位結合し錯イオンを形成する。これを金属を「封鎖」という。キレート剤の分子構造はカニのハサミ（ギリシア語でchele）のような形をしており、そのハサミの部分が金属イオンを包み込むようにして封鎖する。

2 エチレンジアミン四酢酸